

北斗市の医療費助成制度について

北斗市では、各種医療費助成制度を実施しており、保険適用の自己負担分を助成しています。
(自費分や予防接種、検診等は対象となりません)

助成対象者には、医療費受給者証が交付されています。

制度名	対象となる方	備考
子ども医療	満18歳の年の年度末までのお子さん	令和5年7月1日から、高校等に進学・在学していない方、就労により被保険者となった方、婚姻した方も対象
ひとり親家庭等医療	満18歳の年の年度末までのお子さんと、その子を扶養するひとり親家庭の父または母	お子さんが18歳を過ぎても、学生・未就労で父または母の扶養を受けている場合は、満20歳に達した月の月末まで対象(申請が必要です。)
重度心身障がい者医療	以下のいずれかの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A・B・IQ65以下 ・精神障害者手帳1級	65歳以上の方で一定の障がいをお持ちの方が医療助成を受ける場合は、後期高齢者医療制度に加入することが要件

Q. 医療機関等を受診するときは？

A. 医療機関等を受診する時は、健康保険証と受給者証の両方を窓口へ提示してください。

ただし、北海道外など受給者証を使えない地域で受診し医療費を支払った場合などは、次のものをお持ちになり、払戻しの手続きをしてください。

健康保険証／医療費受給者証

医療機関等の領収書(患者名・医療点数の記載のあるもの)／振込先となる通帳等(写し可)

本人または保護者以外の方が申請される場合は対象となる方の印鑑(シャチハタ不可)

Q. 届出が必要な場合とはどのようなものがありますか？

A. 次に該当する場合には、速やかに届出をしてください。

- ・転職や勤務先が変わり、健康保険証が変更になった
 - ・転居や転出で住所が変更になった
 - ・世帯の状況に変更があった
- 等

Q. 受給者証が使用できない場合はありますか？

A. 次に該当する場合は、受給者証を使用できません。(使用した場合、別途届出が必要となることがあります)

- ・他の医療費助成の対象となっている(2つ以上の医療費助成を重複して受けることはできません。)
 - ・日本スポーツ振興センター災害共済給付金など、他の公的制度の対象となる治療を受ける
 - ・受給者証の有効期間が過ぎている
 - ・交通事故などの第三者行為による治療を受ける
- 等

Q. 他の公的制度から医療費が支給されたときは？

A. 労働者災害補償の保険給付や日本スポーツ振興センター災害共済給付金などから支給される医療費相当額と北斗市の医療費助成を重複して受給することはできません。

医療費助成を受けた治療について、他の公的制度で医療費分が支給された場合は返納していただきますので、国保医療課医療給付係までご連絡ください。

各種申請・届出場所 市役所市民課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所

問 …………… 市役所国保医療課医療給付係 [内線 122 ~ 125]